木津川市長　宛

年　　月　　日

|  |  |
| --- | --- |
| 住所 | 木津川市 |
| フリガナ |  |
| 氏名 | ㊞ |
| 生年月日 | （明・大・昭・平・令）　　年　　月　　日 |
| 電話番号 | （　　　　　） |

令和　　年度市民税・府民税　上場株式等の配当・譲渡所得等に係る課税方法選択申告書

　上場株式等の配当・譲渡所得等に係る市民税・府民税（住民税）の課税方法について、太線内の該当する箇所の□に✓を記入してください。

|  |
| --- |
| ・上場株式等の配当所得に係る市民税・府民税の課税方法について次のとおり選択します。 |
| □申告不要（住民税では申告しない）を選択します。  □総合課税分の一部について申告不要を選択します。  　申告不要とする配当所得　　　　　　　　円　　　　配当割控除額　　　　　　　　円  □申告分離課税分の一部について申告不要を選択します。  　申告不要とする配当所得　　　　　　　　円　　　　配当割控除額　　　　　　　　円 |
| ・上場株式等の譲渡所得に係る市民税・府民税の課税方法について次のとおり選択します。 |
| □申告不要（住民税では申告しない）を選択します。  □一部について申告不要を選択します。  　申告不要とする譲渡所得　　　　　　　　円　　　　株式等譲渡  所得割控除額　　　　　　　　円 |

**※提出前に確認いただき、太線内の□に✓を記入ください。**

1.該当する（申告不要とする）資料の写しも併せてご提出ください。なお、ｅ－ｔａｘにて資料を添付して提出されている場合は、提出不要です。

2.住民税が源泉徴収されていない場合は対象となりません。また同一口座内で上場株式等の配当所得と譲渡所得の損失を通算している場合は、その口座に関してどちらか一方だけ申告不要とすることはできません。

3.該当年度の申告期限（例年３月１５日）までにこの申告書を提出することで、所得税と異なる課税方式を選択できます。なお、納税通知書の送達後は、課税方式の変更はできません。

4.翌年度以降も課税方式を選択する場合は、その都度、申告が必要です。

|  |
| --- |
| □上記、１～４について確認の上、提出します。 |

問い合わせ先

木津川市役所総務部税務課

０７７４－７５－１２０３（直通）